

平成14年3月18日

各位

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ
東京都千代田区有楽町1丁目10番1号
コード番号 8306

株式会社エヌエイチビーコーポレーションの特別清算手続開始の申立て
に伴う債権取立不能のおそれの発生について

今般、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（取締役社長 三木 繁光）の子
会社の三菱信託銀行株式会社の取引先である株式会社エヌエイチビーコーポレーション
が、東京地方裁判所に特別清算手続開始の申立てを行いました。この結果、同社向け債
権につき取立不能のおそれが生じたのでお知らせします。

記

1. 株式会社エヌエイチビーコーポレーションの概要

- | | |
|------------|------------------|
| (1)本社所在地 | 東京都中央区八重洲2丁目8番5号 |
| (2)代表清算人氏名 | 高橋 紀勝 |
| (3)資本金 | 50百万円 |
| (4)事業の内容 | 不動産賃貸業 |

2. 生じた事実

株式会社エヌエイチビーコーポレーションは、平成14年3月18日付で東京地方
裁判所に特別清算手続開始の申立てを行いました。

3. 株式会社エヌエイチビーコーポレーションに対する債権額

三菱信託銀行株式会社： 5,614百万円

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

当社が既に発表しております当期業績予想に影響はございません。

以上

照会先： 広報室次長 堤 03-3240-8136